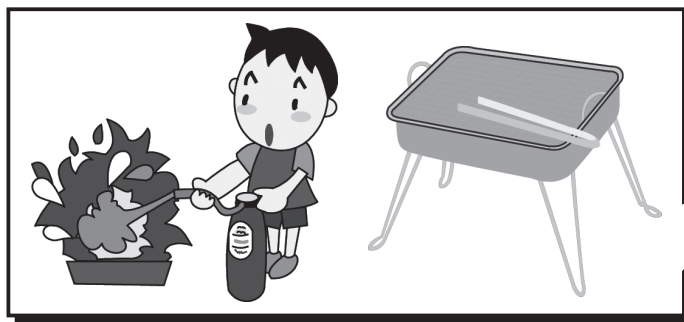


火災予防条例が改正されました



多数の人が参加する催し物に対する安全確保のために

平成25年8月15日に京都府福知山市の花火大会会場において、多数の死傷者を出す火災が発生しました。この火災により、国では全国の市町村へ平成26年2月に火災予防条例の改正を一斉に通知しました。このため長万部町においても火災予防条例の一部を改正し、平成26年8月1日から屋内外において火気使用器具等を使用する社会的な広がりを持つ催し物（近親者のみで開催するもの、幼稚園の父母が主体となって開催するもの等参加者が限定される催しは対象外）を開催する場合には「消火器の準備」と「露店等の開設届出書の提出」が必要となります。

※火気使用器具とは…

- 気体燃料を使用する器具……主にガスボンベを使用する鉄板やたこ焼き器の調理器具等
- 液体燃料を使用する器具……ガソリンや軽油など危険物を使用する移動式発電機等
- 固体燃料を使用する器具……木炭を使用する焼肉コンロ等
- 電気を使用する調理器具……ホットプレートやフライヤー等の電熱式調理器具

1. 消火器の準備等について

- 原則として一つの火気使用器具に対し一本の消火器が必要です。
- 10型のABC粉末消火器をご用意下さい（但し、通行に支障がない歩行距離で火気使用器具から20m以内に設置してある場合は隣接露店で共用も可能です）
- 錆やヘコミ等がある消火器は使用しないこと。

2. 露店等の開設届出書について

- 届出書の対象……火気使用器具を使用する（消火器の準備を有する）露店・屋台等
を開設する催しです。

3. 予想入出が10万人以上かつ100店以上の露店が出店する催し物は「大規模な催し物」として指定され、防火管理の計画等が必要となりますので、必ず消防本部へご相談ください。

ご不明な点は消防本部予防担当（☎2-2049）までお問い合わせください。



給湯機器・給排水工事・ユニットバス・キッチン
水洗トイレ・冷暖房・空調換気・各設備、設計施工

（有料広告）

毎日の生活をより快適に！



(株) 光設備サービス

代表取締役 佐々木 秀 光

長万部町高砂町411-345 TEL (2) 3937 FAX (6) 9009

